

(放射性物質汚染対処特措法施行規則:特定一般廃棄物処理施設維持管理基準)

**第三十三条 法第二十四条第一項 の環境省令で定める特定一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。**

- 一 (省略)
- 二 一般廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供された最終処分場にあっては、次によること。
  - イ 最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回(埋立処分が終了した最終処分場にあっては、一月に一回)以上測定し、かつ、記録すること。
  - ロ 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。
    - (1) 埋立処分開始前に事故由来放射性物質について第二十六条第一項第三号イ(1)の環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。
    - (2) 埋立処分開始後、事故由来放射性物質について第二十六条第一項第三号イ(1)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
  - ハ ロの規定による水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
- ニ 排水口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、最終処分場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。
- ホ 放流水中の事故由来放射性物質の濃度を第二十六条第二項第四号ハ(2)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

別表第二

第一欄	第二欄	第三欄
事故由来放射性物質の種類	事業場の周辺の大気中の濃度限度	事業場及び最終処分場の周辺の公共の水域の水中的濃度限度
セシウム百三十四	二十ベクレル毎立方メートル	六十ベクレル毎リットル
セシウム百三十七	三十ベクレル毎立方メートル	九十ベクレル毎リットル

(セシウム 134 とセシウム 137 の各濃度限度に対する割合の考え方)

$$\frac{\text{<sup>134</sup>Csの濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{\text{<sup>137</sup>Csの濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} \leq 1$$

【参考】

- 周辺の公共水域の水中的放射性セシウムの濃度限度は、0歳から70歳まで摂取しても被ばく量が一般公衆の許容限度である年間1mSvを超えることがないように設定されている。
- 特措法に基づく最終処分場の維持管理基準では、放射性セシウムの濃度限度を周辺の公共水域の水中で満たすことが求められているが、実際の維持管理にあたっては、放流先の周辺の公共水域の濃度限度を遵守できるよう、入念的に、放流水の監視測定を排水の排水口で行う（下図）。
- 排水口における放流水中の放射性セシウムの濃度が濃度限度を超えた場合には、排水口下流の公共用水域の放射性セシウムの濃度を測定する。

